

○八王子市の市施設内における通勤用自動車の駐車に関する要綱(平成 15 年 6 月 1 日施行)

平成 15 年 6 月 1 日施行

改正 平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、八王子市の市施設に通勤する職員が当該施設内に通勤用自動車を駐車することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市施設 市の公用・公共用施設のうち、通勤用自動車を施設内に駐車することにより業務に支障を生じないと市長が認める施設をいう。

(2) 自動車 道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第 1 に定める普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車以外のものをいう。

(駐車利用対象者)

第 3 条 市施設内に通勤用自動車を駐車することができる者は、市施設の業務に従事するため当該施設に通勤する職員(以下「職員」という。)で、自動車による通勤届を行った者とする。

(駐車利用申請)

第 4 条 市施設内に通勤用自動車を駐車しようとする者は、市施設内駐車利用申請書(第 1 号様式)に、通勤届の写しを添付して、事実が生じた日から 7 日以内に、市長に申請しなければならない。

(駐車利用承認)

第 5 条 市長は、前条の申請を受けたときは、事実が生じた日から 15 日以内に、その内容を審査し、駐車することが適当と認めるときは、市施設内駐車利用承認書(第 2 号様式)を申請者に交付する。

(駐車条件)

第 6 条 前条の規定により駐車承認を受けた職員は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 施設を利用する一般市民の駐車に支障が生じないように駐車すること。
- (2) 駐車にあたっては、施設管理者の指示に従うこと。
- (3) 施設内においては、歩行者等に注意し、徐行すること。
- (4) 施設で行事等が行われる場合は、施設管理者が行う駐車制限に従うこと。

(駐車料)

第7条 駐車料は月額とし、通勤の実情に応じ別表に定める金額とする。

2 駐車利用の承認を受けた職員で、月の初日に駐車利用を行う者は、前項に規定する駐車料を支払わなければならない。

3 別表 市長が定める減額基準の通勤距離による減額を受ける場合は、本人が市施設内駐車減額申請書（第2号様式の2）を、市長に提出しなければならない。

(駐車料の支払方法)

第8条 駐車料の承認を受けた職員は、当該月の駐車料を当該月の末日までに口座振替の方法により支払わなければならない。この場合において、残高不足等の理由で当該末日までに口座振替ができなかったときは、市長が発行する納付書により速やかに支払わなければならない。

2 既納の駐車料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

(駐車利用の中止・変更の申請)

第9条 駐車利用の承認を受けた職員は、当該駐車利用を中止し、又は変更をしようとするときは、市施設内駐車利用（中止・変更）申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が、適当であると認めるときは、市施設内駐車利用（中止・変更）通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(駐車利用の承認取消)

第10条 市長は、駐車料の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車料の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を失ったとき。
- (2) 第6条に規定する駐車条件に違反したとき。
- (3) 第7条に規定する駐車料の納付を1か月以上滞納したとき。
- (4) その他市長が承認の取消しを必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により駐車料の承認を取り消したときは、市施設内駐車料承認取消通知書（第5号様式）により、駐車料利用者に通知するものとする。

(職員以外の者の取扱い)

第11条 市長は、職員以外の者で、市施設において管理委託業務等に従事する者について、職員に準じてこの要綱に定める手続により、駐車料を承認し、駐車料を支払わせることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、駐車料に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

市施設内駐車利用申請書

年 月 日

八王子市長

殿

所 属

職員番号

氏 名

㊟

下記のとおり市施設内駐車利用の承認を申請します。

記

施設名					
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
駐車車両	車種		ナンバー		
住所				距離	Km
駐車料金	銀行 支店				
口座振替	信用金庫				
金融機関	信用組合				
	普通・当座	口座番号			
(添付書類) 通勤届写					
(念 書) 所属長の指示に従い適切に駐車します。 駐車料金の滞納があったときは、指示に基づき速やかに駐車利用を中止します。					

第2号様式（第5条関係）

市施設内駐車利用承認書

年 月 日

様

八王子市長

下記のとおり市施設内駐車利用を承認します。（許可番号 ー ）

記

施設名			
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで		
駐車車両	車種		ナンバー
駐車料	月額		円
(注意事項) <ul style="list-style-type: none">・所属長の指示に基づき、決められた範囲内に駐車すること。・駐車料は遅滞なく納付すること。・公用又は公共用に供するため必要が生じたときは、承認の取消しに応じること。・この承認書は、常時車内に保管しておくこと。			

第2号様式の2（第7条関係）

市施設内駐車減額申請書

年 月 日

八王子市長 殿

所 属

職員番号

氏 名 ㊟

下記のとおり市施設内駐車利用の通勤距離による減額を申請します。

記

施 設 名	
住 所	
通 勤 距 離	
(添付書類) 通勤届写	

確認及び決定欄

通 勤 距 離	
確 認 欄	

市施設内駐車利用（中止・変更）申請書

年 月 日

八王子市長

殿

所 属

職員番号

氏 名

㊞

下記のとおり市施設内駐車利用の（中止・変更）を申請します。

記

1 （中止・変更）の理由

2 （中止・変更）の期日

年 月 日

3 変更の内容

変 更 前	駐 車 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
	駐 車 車 両	車種		ナンバー	
	振 替 口 座	銀 行 支店 信用金庫 信用組合 農 協			
		普通・当座	口座番号		
変 更 後	駐 車 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
	駐 車 車 両	車種		ナンバー	
	振 替 口 座	銀 行 支店 信用金庫 信用組合 農 協			
		普通・当座	口座番号		

第4号様式（第9条関係）

市施設内駐車利用（中止・変更）通知書

年 月 日

様

八王子市長

下記のとおり市施設内駐車（中止・変更）を通知します。（許可番号 ー ）

記

1 駐車（中止・変更）期日 年 月 日

2 変更後の内容

駐 車 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
駐 車 車 両	車種		ナンバー
振 替 口 座	銀 行 支店 信用金庫 信用組合 農 協		
	普通・当座	口座番号	

市施設内駐車利用承認取消通知書

年 月 日

様

八王子市長

下記のとおり市施設内駐車利用の承認を取り消します。（許可番号 ー ）

記

1 駐車利用承認取消日 年 月 日

2 取り消した自動車

車種		ナンバー	

3 取消理由
要綱第10条第1項第 号に該当するため

内容

内容

別表1（第7条関係）

区 分	月 額	備 考
一般職員	4,000円	
障害者職員	1,500円	
再任用職員（週4、5日勤務）	3,000円	
再任用職員（週20時間勤務）	1,500円	
嘱託員（週4、5日勤務）	3,000円	
嘱託員（週3日勤務）	2,000円	
嘱託員（週2日勤務）	1,500円	
臨時職員（週3日以上勤務）	1,500円	代勤学校調理員を除く。
臨時職員（週2日勤務）	1,000円	
任期付職員	3,000円	
任期付短時間職員	2,000円	

備考 市長が指定する通勤距離以上の市職員については、当面の間、この表の金額から市長が定める額を減額した額とする。

変形勤務等の勤務している職員若しくは、戸吹清掃事業所・戸吹クリーンセンター・ごみ総合相談センター・美山学童保育所・南多摩都市霊園に勤務している職員は別表2による。

障害者職員については、下肢等の障害により自動車通勤等を使用しなければ通勤に著しく困難であると市長が認めた場合に該当する。

別表 2 (第 7 条関係)

区 分	月 額	備 考
一般職員	3, 0 0 0 円	
障害者職員	1, 0 0 0 円	
再任用職員 (週 4、5 日勤務)	2, 5 0 0 円	
再任用職員 (週 2 0 時間勤務)	1, 0 0 0 円	
嘱託員 (週 4、5 日勤務)	2, 5 0 0 円	
嘱託員 (週 3 日勤務)	1, 5 0 0 円	
嘱託員 (週 2 日勤務)	1, 0 0 0 円	
臨時職員 (週 3 日以上勤務)	1, 0 0 0 円	代勤学校調理員を除く。
臨時職員 (週 2 日勤務)	1, 0 0 0 円	
任期付職員	2, 5 0 0 円	
任期付短時間職員	1, 5 0 0 円	

備考 市長が指定する通勤距離以上の市職員については、当面の間、この表の金額から市長が定める額を減額した額とする。

障害者職員については、下肢等の障害のため自動車通勤を使用しなければ通勤に著しく困難であると市長が認めた場合に該当する。

別表（第7条関係）市長が定める減額基準

（備考 通勤距離により市長が定める額を減額した額とする。）

番号	区 分	減額の額	備 考
1	10km以上～20km未満	500円	ただし、減額前の金額1,000円以下の者については減額しない。
2	20km以上	1,000円	ただし、減額前の金額1,000円以下の者については減額しない。